

平成26年度 第1回河川整備計画検討委員会 議事要旨

- 【日時】 平成26年9月4日(木) 10:00～12:00
【場所】 島根県民会館 2階 第2多目的ホール
【出席者】 別紙出席者名簿のとおり
【傍聴者】 2名
【内容】

1. 開催あいさつ

2. 委員会設置要綱説明及び委員紹介

3. 委員長の決定

4. 議事

(1) 河川整備基本方針、河川整備計画の策定状況について
島根県河川課より説明。

(2) 整備計画の一括変更について
島根県河川課より説明。

(質疑応答)

・資料-2の二級水系の策定状況の表現に「同意」、「認可」、「策定」とあるが違いは何か。

⇒一級河川のうち、主要な区間は国が管理しており、その他の区間及び支川を県が管理している。これらの区間、支川の整備計画は国が管理する本川との関係があるため、整備計画の「認可」となる。

一方、二級河川は県が全て管理しているため「同意」となる。

二級水系の策定状況に「認可」があるのは、河川法改正前は二級水系の整備計画も「同意」ではなく「認可」であったため。

・整備計画は全ての流域で策定されているわけではない。策定について長期的な見通しはあるのか。

⇒基本方針、整備計画は主要な事業、継続事業がある流域を優先して策定してきたが、宍道湖東域の変更でほぼ目途が立った。

国からは、災害に係る改良復旧事業も整備計画が必要であるとの指摘を受けているため、まずは基本方針が策定されていない二級水系について優先度を検討し取り組んでいく。

・資料－３の整備計画策定フロー図で、通常の策定フローには住民意見の聴取（アンケート）があるが一括変更のフローには無い。住民参加は重要な要素だと思うが、一括変更に住民意見聴取が無いのは何故か。

また、意見聴取（アンケート）の規模、対象は。

⇒住民意見聴取は整備計画の流域全体の住民を対象に行っているが、範囲等については川づくり検討委員会に諮って決めている。

一括変更は、変更内容が本文の文言修正であること、整備計画毎ではなく全ての整備計画が対象であることから、住民意見聴取は考えていない。ただし、首長意見を伺うことに加え、委員会の審議で住民意見聴取が必要という結論になった場合は実施する。

・国から整備計画への位置付けが求められている項目として、「特定外来生物の防除」が挙げられているが、県として取り組むということか。

⇒そのとおりです。

・一括変更で位置付けを求められているソフト対策について、デジタル的な情報提供などの整備だけではなく、年配の方の経験を受け継いでいくなど、教育によるソフト対策も重要であると感じる。

⇒水防の実務は県の「水防計画」に基づき、県、市、自治会などが役割分担して対策を行っている。いただいた意見は参考にさせていただく。

（３）今年度の策定スケジュールについて

島根県河川課より説明。

（質疑応答）

・昨年度変更した高津川上流域整備計画は現地視察で状況が分かっている。今回説明で挙げていた静間川水系はどのようなところか

⇒静間川本川と銀山川や忍原川などの支川を含む約 170km² の流域。支川三瓶川にはダムがあり、大田市街地を守っている。また、銀山川の上流には世界遺産である石見銀山もある。

・二級水系は合計で 71 水系あるとの説明であった。それらの河川の位置等が分かるものは無いか。

⇒後ほど、島根県河川海岸図が載っている「しまねの河川と海岸」をお渡ししたいと思う。

・これだけ多くの河川について維持管理をやって行くことは難しく、何かしら優先順位を付けるとともに、住民にやってもらうことも考えていかなければならないと思うが、何か考えがあるのか。

⇒県の維持管理の体制としては、県土整備事務所及び事業所の維持管理部がパ

トロールを行っている。草刈等は治水上影響があれば県が、環境上の影響であれば河川浄化事業として県と市町が共同で実施している他、ハートフルしまねという制度で住民の方が草刈等を行う場合の支援も行っている。優先順位付けについては考えさせてもらいたい。

・資料－３の策定フロー図に『国との協議』があるが、これは国土交通省と行うのか、また、協議の内容、流れはどういったものか。

⇒協議は基本的には中国地方整備局と行うが、静間川基本方針については流域が100km²を超えるため国土交通省と協議を行う。

協議は、整備計画の「素案」、第1回の委員会を経て修正された「原案」、第2回の委員会を経て修正された「案」のそれぞれの段階で行い、内容のチェック等をしていただいている。

・川のことで市に相談に行くと、「その川は県管理です。」と言われることがある。県と市町で役割等について話し合い等を行っているのであれば教えてほしい。

⇒話し合いの場といったものは設けていないが、例えば県と市町が共同で実施している河川浄化事業では、県と市町が半分ずつ費用を出し、県管理河川において市が草刈等を行っている。こういった形での役割分担は行われている。

5. 閉会